

中央教育審議会総会（第95回）及び大学教育部会（第31回）において
委員よりいただいた主な御意見

【中央教育審議会総会】

【編入学関係】

○高等学校専攻科の編入学に関して、様々な議論を経ているところですが、制度を作った上で、受け入れるかどうかは大学側で責任を持つという議論で収まってきているところであり、受け入れる大学の選抜の主体性と責任という点についても、答申の中で言及すべきではないか。

【大学教育部会】

【設置基準関係（SD、高度専門職）】

- 高度専門職については、大学にとって必要であれば、他から雇い入れたり育てたりするのであって、設置基準に規定する必要があるのか。
- 設置基準を改正しても学校教育法に直接規定がなく「その他の職員」のままでは位置づけは変わらないのではないかと。また、置くことができるとするのであれば、設置基準ではなく、学校教育法上へ明記すべきではないか。
- 専門的な職種については、1つの大学の中で固定化していくようなものではなく、大学間での移動があって専門職が位置付いて、発展していくものではないか。
- 国立大学に関しては、法人化以降も公務員時代を引きずって教育職か行政職しかないと言う状況の中で、新たな仕事が出た場合に、いずれかに当てはめ、処遇をしてきたところだが、法律上どのような形で位置づけるのかは別として、国が高度専門職としての位置づけもあるというようなことを示してもらえれば、新たな取組もできるのではないかと。
- 高度専門職と言われる人の目指すべき最終的なポストのイメージがしにくい、処遇の面もあるが組織の中でどのように位置づけるかというところも重要であり、行き止まりのポジションとならないようにすべきではないか。
- 育成に関しても、育成の道筋が明確でなければ専門職として定着しないのではないかと。
- 設置基準は、大学というものがどのように運営されるべきかという一定の枠組みを示すというものでもあり、先導するモデルのようなものとして規定を設けることもあり得るのではないかと。
- 現在の大学においては、教員と大学全体のガバナンス以外にも様々な専門的な機能が重要となってきていて、そうした者を組織の中に位置づけることが必要になっていると感じている。
- 高度専門職として想定する者のキャリアの見通しを与えることも必要であり、併せて、そうした職種がある程度の知識・技能も必要なんだという認識を形成することも必要ではないかと。

【設置基準関係（アドミッション・ポリシー等のポリシー）】

- アセスメント・ポリシーについて、質的転換答申では組織として学修成果を上げられる

ような評価に変えていくべきという方向性を打ち出しているところであるが、設置基準に規定しなければ各大学の取組が進まないのではないか。

- カリキュラム・ポリシーやアセスメント・ポリシー等についても現行の設置基準の中で該当するような規定が存在しているが、これらの文章表現を変更することを意図しているのか。
- 学修成果の評価の必要性については、ある程度合意がなされていると思うが、具体的な方法について合意があるかという点について疑義があるところである。専門分野に限った話であれば合意できるかもしれないが、現状において、大学教育の成果という点から、評価方法を特定することは難しい段階ではないか。
- 工学系や医療系などの分野では、大学教育の評価もしやすいところだが、そうではない分野については、どういったところで評価するべきなのかというような議論が続いており、現状において、分野間のばらつきが大きいのではないか。

【認証評価関係】

- 認証機関の評価が役に立つよう改善のためのサイクルを回していくべきではないか。
- ステークホルダーからの意見聴取について、現行の訪問調査に加えて実施することを想定した場合、スケジュールが非常に厳しい状況ものとなる。規定を作るに当たっては、現場がそれに対応しやすいように配慮すべきではないか。